

申請はお済でしょうか？ 子ども災害見舞金を支給しています！

岡山県では、自然災害により被害を受けたお子様のいらっしゃるご家庭に対して、子どものための災害見舞金を支給しています。

どんな人に支給される？

岡山県の区域内で発生した自然災害により、現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物が、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どものいる世帯に支給されます。

「子ども」とは……被災日を基準として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるお子様

支給額は？

お子様一人あたり 2万円

申請方法は？

子ども災害見舞金
ホームページ



申請書に必要書類を添えて、郵送により申請してください。詳しくは「子ども災害見舞金」支給の手引きや岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページをご覧ください。また、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

申請期間は被災日から1年間です。

※期限を過ぎると支給ができない場合がありますので、お早めに申請ください。

※申請書は、岡山県子ども・福祉部子ども家庭課のホームページからもダウンロードできます。

申請・お問い合わせ先

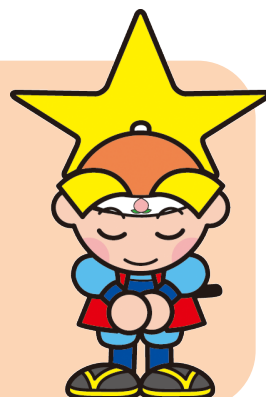
〒703-8570 岡山市北区内山下2-4-6

岡山県子ども・福祉部子ども家庭課

家庭支援班 「子ども災害見舞金」係

TEL: 086-226-7349

(8:30~17:00 年末年始・土日祝日を除く)



© 岡山県「ももっち」